

Title	松平春嶽の『虎豹變革備考』記述時期
Sub Title	On the time of writing "Kohyo-henkaku-biko" by Matsudaira Shungaku
Author	河北, 展生(Kawakita, Nobuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	2009 - 1957
Jtitle	史学 Vol.29, No.4 (1957. 3) ,p.42(406)- 64(428)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19570300-0042">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19570300-0042</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 松平春嶽の『虎豹變革備考』記述時期

河 北 展 生

松平春嶽は幕末政界に會議政治論を主張して、頗る注目すべき動きを示した人物であるが、彼の會議政治論は、薩摩藩の主張と、その根本に於て相違するものがあり、むしろ土佐藩山内容堂の主張と同系統の會議政治論であつて、御家門の筆頭といふ家柄と相俟つて其の影響力は頗る大きいのである。この春嶽の會議思想上頗る注目すべきものに、『虎豹變革備考』なる一編がある。これは記述時期が不明であるが、會議政治に關して、左のごとき主張が記されて居る。

○天下公共之論を議してこれを用るには巴力門ヘルリモン、高門士コンモンズ則上院下院之舉なくんはあるへからず。

滿清 日本之制度は、自ら權を政府に掌握して、恣に賞罰黜陟を用ゆ、西洋諸州之史をみるに、ハルリモン、コンモンズ、ありて、國中之政事を公共之論議に登せ、これを賞罰黜陟せしめ、與奪といへとも又然り、英の王も佛の帝といへとも、これを自由にする事を得ず、今、  
皇朝之制度も一變革して、巴力門を江戸に、高門士を江戸に創建し、此巴力門は幕府の臣下又は諸侯の内なるべく、高門士は諸藩士の有名之者也。

○又は巴力門を諸侯の藩士に命し、高門士は百姓町人、又は庶人を加ふるも一法なるへし。

○天子將軍といへとも、此公共之論にいたつては、これを動搖する事を得ず。

○從 朝廷天下の政事を、幕府に委任し、委任の、朝命を奉して古來之制度を改むることなきときは、幕府之罪尤重し。こゝを以天下公共之論を求むる、巴力門高門士之舉なくんはあるへからざる也。  
(松平春嶽全集)

『虎豹變革備考』は一應建白書かと思はれる點もあるが、態載としては充分調つて居らず、したがつてなほ草案に止まり、文意の不明確な點も存するのであるが、その記述時期については、既に尾佐竹猛氏が『日本憲政史大綱』及び『日本憲政史の研究』に於て、

文久二三年頃、政事總裁越前藩主松平春嶽（慶永）が幕府の諸政改革意見を記したるものにして、中に上下兩院設置論あり。

と述べて居る。春嶽が政事總裁職にあつたのは、文久二年七月九日より翌三年三月までで、尾佐竹説はこの間に記述された主張して居るのである。

また『松平春嶽全集』の解題によると、

この一編は年紀を缺き、且つ聊か建白書の體を備へざるの觀あれども、仔細に検討するに文久二年公が政事總裁職御就任前後に起草せられたるに疑なし。

と記して、文久二年七月前後説を強調して居るのである。

これら兩説は、記述の時期を政事總裁職在職中、或はその前として居るが、いづれも時期を此處に求めた理由については何等の説明もして居ないのである。

これら兩説が主張することく、政事總裁職在職中の春嶽の言動には、多分に『虎豹變革備考』に述べられて居る主張に關係深いと思はれる言動が散見する。例へば、文久二年十二月廿五日の山内容堂との朝廷尊奉方策に關する談話のごときは、その一例であるが、容堂との談話の模様を『續再夢紀事』は、

第一禁裡御賄に要せらるゝ經費は以來幕府に於て監査せざるへし第二皇子皇女の御落飾を停めらるゝ事第三粟田宮御還俗あらせらるへし第四時々行幸在らせらるへし第五堂上方の家祿を増加すへし第六禁中修覆あるへし第七右の外は朝廷の御内慮を伺ふへし。

と記述して居るのであるが、これに對し『虎豹變革備考』では、

○兼而禁裏御暮し方等極々御急迫にて年々御入用御不足相立候事に候得は御臺所御入費並御築地御普請等其外迄も格別之御尊崇天下江著然不致候而は不相濟候事故從 幕府拾萬石之割を以御金又は米或は二十萬石之割を以米金御獻納相成候事

○法中宮を被廢候而還俗せしめ親王宣下有之度皇胤御手厚く被爲成候様致度儀と被存候事

○皇女は是又尼となし候事を廢し候て還俗せしめ諸侯當主之制度被相立候事

○天子春秋行幸有之度候事

○攝家宮並堂上方薄祿に而今日を凌被兼候者多々有之候事ゆへ年々金子又米等を以不足之念を不生程迄に御救助可有之事

(松平春嶽全集)

と述べて居り、其の目的とする所は極めて近似して居る。

上述の如く、政事總裁職在職時の言動に、『虎豹變革備考』の内容と類似したものが散見するからといつて、直に『虎豹變革備考』の記述時期を此處に求めることは、極めて危険なことと云はねばなるまい。そこには單に類似した言動が存するといふ以外に、『虎豹變革備考』の記述時期を示す何等の根據も無いのであるから、『虎豹變革備考』をあらゆる角度より検討して、積極的に何等の支障が生ぜず、むしろ他の時期に推定するよりも可能性を多く認め得る場合にのみ、許されるのである。しかるに、單に一部の言動の類似を求めるならば、特に政事總裁職時代に求めなくとも、他にもこれを求める事が出来るのみならず、詳細に考察してみると、政事總裁在職時にすると、不適當に思はれる點が存するのである。

すなはち『虎豹變革備考』で最も注目すべき春嶽の會議政治論について考察した場合、彼の會議論は、薩摩藩士高崎猪太郎の建言を容れて、京都に於ける反幕的空氣を押へる手段として、公武合體論を主張する諸侯が京都に參集する事を考へるのみで、特に諸侯會議の在り方、或はその性格といった點について、深く考察をしなかつた時期（政事總裁職時代）、第二には、八月十八日政變の後諸侯會議の成果を實際政治面に強く反映せしめ様と試み、その間性格等について薩摩藩と意見が異り、政治的に多少の掛引が行はれた時期（慶應三年秋頃まで）、最後に、諸侯會議を薩長の武力倒幕策に對抗する政策として運営せんとした時期（大政奉還後）の三期に大別することが出来る。所が、『虎豹變革備考』が尾佐竹氏或は『松平春嶽全集』解題の主張の如く、政事總裁職時代に記述されたものとする、この時代の會議政治に對する春嶽の言動と一致しない傾向がみられるのである。すなはちその頃の春嶽は、「幕府私政の廢止」、「公共の論に基く政治」を主張しては居るが、諸侯會議については、その必要は認めるも、會議のありかた、或は性格、位置とい

つたものについては觸れるところがなく、薩摩藩士高崎猪太郎の提案を受けて京都に所謂賢明諸侯の會議開催を計劃した際も、單に會議を過激攘夷派を押へる手段として考へて居たに止まるのみであつて、それ以上の事柄については考へて居ない。したがつて其頃の春嶽の諸侯會議政治に關する言動には、『虎豹變革備考』に述べられて居るがごとき相當高度の會議政治の思想は、その片鱗さへも示されて居ないのであつて、この頃に『虎豹變革備考』の記述時期を求めることは、そこに何か大きな懸隔があるように思はれるのである。

假にこの懸隔の感を一應問題外とし、一步譲つて『虎豹變革備考』の記述時期を、政事總裁職在職中のものとするときは、春嶽が諸侯會議開催の爲上京した際には、會議について頗る進歩的且程度の高い考へ方を既に持つて居たことになる。したがつて春嶽は諸侯會議の開催により、頗る新しい政事の在り方を期待したはずであり、多少の妨害や不満から歸國してしまふ事は考へ難いのみならず、幕府の在り方についても、政令歸一論や大政返上論とは異つた政治の方策を持つて居た事になり、かゝる思想の持主が、その考へ方の片鱗も示さない事や、無斷歸國の擧に出るといふことは、頗る不適當な考へ方の様に思はれる。

所で、政事總裁職在職説の最も大きな障害は、

○近來諸侯一年を四分して、一季つゝ輪番上京之規則に従ひ候て、

大樹公も三年に一度、五年に一度之朝觀被爲在度事

(松平春嶽全集)

との條項である。春嶽の政事總裁職在職中には、かゝる諸侯輪番上京の規則といふものが存在しない。したがつて強ひて政事總裁職在職時代にこれと類似の規則を求めるとすれば、「一季つゝ輪番上京之規則」といふのを、「一季つゝ輪番

出府之規則」の誤りであるとして、春嶽が主張して改革した新參覲交代制度の規則とする以外に類似のものは無い様に思はれる。しかし、參覲交代制度の改革を主張し實現させた春嶽が、如何に草案とは云へ、上京と出府を間違へる事も考へ難い所であると共に、「大樹公も三年に一度五年に一度之朝觀被爲在度事」といふ條項の意味が、幕府に頗る刺戟的な意味を持たせる事となり、建白の對象を幕府に置いて居る『虎豹變革備考』の雰圍氣とは頗る異つたものとさへ感じられるのである。したがつてむしろこの「輪番上京の規則」は誤りでなく、これを文字通りに解釋すべきであつて無理に春嶽の政事總裁職時代と解釋する事が誤りと云はねばならない。

かく考へて來ると、「輪番上京之規則」として當然批定されるのは、春嶽が政事總裁職を辭任した後に發令された。文久三年四月十七日の『御親兵並に京都御守衛に關する規則』である。したがつて『虎豹變革備考』の記述は、當然「近來云々」の文意より推して、文久三年四月十七日以降と考へねばならないのである。

更に『虎豹變革備考』の文中に、その記述時期の下限を考へ得る條項としては、前述もした尊皇の實を示す可き具體案である。これらの案件は、元治元年四月二九日に、幕府から、公武合體を容易ならしめ、政令一途に出る様に希望して提出された一八ヶ條の奏問書の中に、春秋二度程の行幸を手輕に行はれたい事、朝廷に財政的補助を行ひたい事、親王内親王方の僧籍に入られるのを止められたい事等の希望條項を掲げて居るから、恐らく春嶽としては、幕府がかゝる奏問書を提出した後に、同じ様な事項について建白を試みる様な事はあり得ないと思はれる。こうした意味から、『虎豹變革備考』の記述可能の下限を元治元年四月二九日に置く事が出来るものと思はれる。

『虎豹變革備考』の内容から、その記述可能の時期を約一年とすることは出来るのであるが、この一年間は、春嶽の會議政治論の發展の上では頗る變化に富む重要な時期であり、『虎豹變革備考』も亦前述の如く、春嶽の會議政治論を考察する上に重要な位置を示すものであるから、出来るだけ記述可能の時期を狭めてみたいと考へるのであるが、その内容からはこれ以上短縮し得る手懸りが得られない様に思はれるので、此の一年間の春嶽の動行を検討し、春嶽の置かれて居る情勢からなりとも、幾分でも其の範圍を短縮してみたいと考へる。

『虎豹變革備考』の記述可能の一年は、春嶽の動行からみて、これを六期に分つて考察することが出来る。

第一期は、文久三年四月―七月の三ヶ月間である。春嶽は政事總裁職を無斷放棄して歸國し、幕府より總裁職を解免され、逼塞を命ぜられたにも拘らず、或は隣藩に使者を出したり、或は中根雪江を京都に派遣して攘夷政策の不可なる事を具申したり、相當活潑な動きを見せて居る。然し長州藩勢力に支配された京都では、將軍が滯京を命ぜられ、政局は一步々攘夷實行の線に近附きつゝあつた。かゝる情勢は、春嶽の意圖する所とは逆行している譯で、春嶽を中心とする越前藩では、この京都に於ける悲觀的情勢に對處するため、六月朔日一大評定が開かれ、積極的に政局打開の動きをみせようとする藩議の決定をみたのである。その結果、親幕的慎重論を主張して新藩議に反對した中根雪江を處罰するまでに至つたのである。

越前藩が決定した新藩議は、

各國公使を京師に呼び寄せられ大樹公關白殿を始め、朝廷幕府とも要路の御方々列席にて彼我の見る所を講究し至



當の條理に決せられ然るへし。

今後は、朝廷に於て裁斷の權を主宰せられ賢明諸侯をして機務に參與せしめ又諸有司撰擧方も幕下の士のみに限らず列藩中よりも廣く當器の士を撰拔ある事に定められ然るへし  
(續再夢紀事)

と開國論を強く主張し、政治の主宰權を朝廷に掌握せしめ、廣く人材を天下に求めると云つた極めて改新的意見である。朝廷主宰を主張するなど、從來の越前藩の親幕的傾向はこの新藩議の上では全く影をひそめて居るのであるが、然し幕府と好んで對立的にならうとするものではなかつた様で、新藩議の反幕的と思はれる言動を意識的に押へて、板倉閣老に對して、

外夷御拒絶之叡慮は即ち皇國之御國是にて唯今と相成候而は御國內に於て決而異議無之事に候得は全世界之道理に於ても必是に歸し可申哉此儀は地球上之全論に懸け不申ては決し兼候義にも可有御座哉と奉存候全世界之必是に無之而は地球上之必直とも難申道理に候へは彼是の曲直も地球上之論定に有之度儀と奉存候

是非曲直の公論互に難被決事に相成候は、其次第具に被及御奏聞彼へも御談之上兼々從 朝廷御倚賴思召候諸侯は勿論天下之候伯諸藩之有志草莽之輩に至迄偏に彼が論說する所の國是を御商議有之彼も亦我國是を列國江商議の上各侯理を推て猶又御應接に被及和戰共に互に必是必直双方内外毫釐の遺憾無之處へ御歸着相成候様仕度儀と奉存候と廣く會議を興す可き事を主張しているのである。

これらの主張はある意味で『虎豹變革備考』の中に述べられて居る政治の刷新、特に人材登用と會議政治の必要を説

く部分と同一の主張とも見られる。したがつて『虎豹變革備考』記述の可能性を一應此處に求める事も考へられるのであるが、とに角此の時期に於ける越前藩の新藩議は、

宗家を推して、朝廷を奉ずること本藩の本意とすへき所なれ假令幕府に失躰の事あるにもせよ俄に宗家を度外に措き參府の義務を缺かん事當然の處置にあらず

(續再夢紀事)

と強く親幕論を主張して己まぬ中根雪江を處罰して居る點から見ても、少くとも從來の越前藩の立場とは異り、或る意味で幕府を無視し朝廷中心の政治を考へて居たのであるから、『虎豹變革備考』の幕府中心の政治をその根底とする考へ方とは矛盾するものの如くに思へるのである。

もつとも新藩議の決定後板倉閣老に對して行つた前記意見書の中には、意識的に反幕的言辭を使用しない様に配慮されて居る例からみても、或は『虎豹變革備考』も幕府に提出するを目的とする以上、反幕的な面を記して居ないのだとする考へ方も出来るのであるが、『虎豹變革備考』の中に、

○江戸表より老中人ツ、京師え勤番有之、尤一年代りの事

○徳川御一家之儀は、於關東精誠盡衆議施行當然之事に候得共、天下至重至大之事件、萬人之生活にも可關係事は、一々天朝え御伺、經奏聞待叡旨御取行可相成事

(松平春嶽全集)

とあることからみて、朝廷を上置きはするものの、幕府を政治の中心機關と考へて居る事は明らかであり、前に引用した巴力門高門士採用論中に述べるごとく、公共の論を構成する巴力門高門士は共に江戸に設置するものとし、前者の構成要員として幕府の臣下又は諸侯の臣を考案して居り、

○親藩外藩之差別なく、世に有名之諸侯を擧用して、これを、幕府の上に登せて、天下公共之論を下院にとりて、又公共之論を議して、幕府より、朝廷へ御伺ひ可有之事

(松平春嶽全集)

と公共の論を幕府が採用すること、換言すれば、公共の論を出す巴力門高門士を朝廷に屬せしめず、幕府の諮問機關的機構の中に收めて考えて居ることは、明らかに前記越前藩の新藩議の精神とは異なるものとみななければならぬ様に思はれる。したがつて、第一期を以て『虎豹變革備考』記述可能の時期とすることは不適當である様に思はれるのである。

第二期は、越前藩内に於て新藩議に異議が生じ、再び幕府中心主義の線に戻つた文久三年七月末から、京都よりの招命に應じて春嶽が上京するに至つた十月十八日迄の時期である。

越前藩では、朝廷を中心に、開國論を推進せんことを強く希望した新藩議の線に添つて、京都に出て積極的に政治周旋を行はんとするために、藩主の參府時期にもかゝはらず、口實を設けて出府を拒否して居たが、再三幕府より參府をすゝめられたのと、京都の情勢を視察して來た村田己三郎の意見で、京都は長州藩を中心とする攘夷論の勢力が愈々強く、爲めに春嶽等の上京は末だその時期に非ずとの見解がもたらされた爲に、ようやく藩内に、新藩議の線に反對を唱える者が頭をもち上げるに至り、その結果、藩主の參府延期を申立る爲に出府途中であつた毛受鹿之介を、七月十八日に急に差止める事とし、更に藩議をこらした結果、新藩議の線が崩れ、七月二十三日に至つて飽く迄も新藩議の線を強く主張してゆづらなかつた本多飛驒、長谷甚平、千本藤左衛門等の職を解免するに至つたのである。

更に越前藩では、七月二十五日新藩議派である家老の松平主馬の職を解き、八月朔日には村田己三郎を側物頭に轉じ、

同二十九日には、新藩議の主張入説の爲、九州方面に派遣されて歸藩した三岡八郎を譴責するに至つた。こうした數人の處罰は、續再夢紀事も述べて居る如く、六月十四日に親幕的主張を固執した從來の中心人物中根雪江を處罰したことに端を發するもので、したがつてこの一連の人々の處罰は、越前藩が再び中根雪江の線に近づいたこと、少くとも朝廷中心主義の線に反對することとなつたことを意味するものとみることが出来るのである。

この藩議の復舊と前後して、安政五年以來、藩の賓師として迎へられて居た横井小楠が、故郷熊本に歸國して居る。この事は、新藩議の線が、横井小楠の説に負ふ所が大きかつたことを意味するものである。事實先に新藩議が決定された時の小楠の書翰には、自己の主張が實現された事を喜んで報じたものがみられるのである。今小楠が越前藩を去つたといつて、直に越前藩に於ける小楠の思想的影響が取除かれたとは斷じ得ない。むしろ小楠の思想は、越前藩全體に、色々の形で可成りの影響を與えて居るのであるから、親幕派の人々の間にも、其の影響をみることが出来るのではあるが、然し今やその根本方策に於ては、直接的な小楠の思想的影響を脱し、御家門筆頭の藩としての親幕的立場に戻つたといふことが云えるのである。

越前藩の藩議が親幕的な線に復舊した後、京都に於て所謂八月十八日の政變が生じ、越前藩が先に強く反對して居た長州藩を中心とする過激攘夷論の勢力が驅逐され、これにかわつて、會津薩摩兩藩の所謂公武合體派が勢力を掌握することとなつたのである。この政變に依る政情の變化は、越前藩にとつて、特に親幕的線に復舊した當時の越前藩にとつて、確かに喜ばしい變化であつたに相違ない。此處に於て、越前藩では早速春嶽等の上京を意圖したのであるが、春の春嶽の無斷歸國に對する逼塞の罪が、朝廷に於ては未だ解免されて居ないといふので、直に朝廷に對してその解免手續

をとつて居る。その結果十月六日に至り、朝廷の逼塞が解かれ、同時に上京が命ぜられてゐる。かくて春嶽は早速上京準備を整へ、十三日藩地福井を出發して居る。

第二期における春嶽の動行については、専ら逼塞解免に關する動行をしるのみで、彼の政治思想の變化をうかゞひ得る資料は乏しいのであるが、少くとも第一期の新藩議の線を變更して、新幕的になつたことだけは明である。しかし果して『虎豹變革備考』を記述する様な必要があつたかといふ點については、猶情勢の正確な判斷資料も乏しいことゝて、その氣運が熟して居なかつたとみる可きではなからうか。

第三期は、十月十八日春嶽が上京してから、將軍後見職の一橋慶喜が上京して來た十一月二六日までの期間である。

十月十八日に京都に春嶽が到着したときの京都の情勢は、八月十八日の政變によつて、春嶽等が強く反對して居た長州藩を中心とする過激攘夷論の勢力が衰へて、これに代つて會津薩摩の公武合體論者の勢力が伸張して來た時であつて、春嶽の意圖する點も親幕的な線に復舊したのであるから、極めて好都合の情勢であつたらうと思はれる。春嶽は彼よりも先に上京して居た島津久光等と、今度こそ開國の國是を定む可き好機であるとして、此の際賢明諸侯及び幕府有力者が京都に參集して、評議決定すべきであるとして、しきりに一橋慶喜山内容堂等に上京を促して居る。

春嶽は今度の京都に於ける開國の國是決定などに相當大きな期待を寄せて居た様で、公武合體を主張して居る所謂賢明諸侯に對する上京を促した書翰で、

尊君御上京引續、御上洛被仰出候由昨日會津に於て承知仕候定而早々御西上被成候御儀と奉存候得共方今御大切之

時勢今般は 公武御親和之好機會にも可有御座哉と奉存候間一日も早く御上著御盡力被爲在度御儀と奉存候

(續再夢紀事所收十月二十日附一橋慶喜宛書翰)

何分橋公登京足下長面共に西上有之僕己に滯京せり北京守護を合せて五名となれり是と三郎議して必 公武之親和鎖港之朝議を弛めんとする意なるへし其上大樹公御上洛も可有之ともかくも何卒不日登京可被成候

(續再夢紀事所收十月二十二日附山内容堂宛書翰)

とうか今般は京師之御都合も宜可有之 朝幕之御親睦も相整可申哉と窃に不堪恐悅之至閣下にも何分早々御登京被爲在御盡力之御相談も奉申上度夫而已屈指奉待候

(續再夢紀事所收十月二十四日附伊達宗城宛書翰)

と述べて居る。春嶽はこれら諸侯の上京を待ちつゝ、その間度々久光及其の家臣と面談して居り、また二條左大臣(十一月朔日)や中川宮(十一月七日)等にも面談して、時勢について話し合つて居るが、賢明諸侯會議の必要と、公武合體の成立の事が其の中心話題となつて居たのであるが、二條右大臣との談活の際、將軍に上洛令が發せられたことに關連して、

三郎及細川兩人には既に着京し一橋も不日上京すへければ共に議を盡し厚く盡力仕るへし併此際 朝廷も幕府も聊私意を介まれず自然之天理に基き公平の御處置に出られん事を希望するなり尤此事には別に鄙見あれば尙衆議を盡し重ねて申上へし

(續再夢紀事)

と春嶽が述べて居る事は、會議政治方策を中心とする意見が述べられて居る上に、「尙衆議を盡し重ねて申上へし」として、直に具體案を示しては居ないが、何らか意見を抱いて居た事が知られる點などよりして、一應『虎豹變革備考』記

述の可能性も考へられる所である。

更に同日、薩摩藩の小松帶刀との會談に於て、小松より一橋慶喜が上京した際如何なる事を相談するかとの質問を受けたのに對して春嶽は、

幕府の私を棄て公平の天理に基くの外あるへからず尤幕府其私を棄る事となりても其後の政躰萬一公共の理に適はすては詮なき事故衆議によりて決定する事にせざるへからず。

(續再夢紀事)

と答へて居る。更に伊達宗城の在京日記十一月十四日條に春嶽の密奏存意書なるものを借用したと記して居り、これらの事から、一段と此の頃に『虎豹變革備考』の記述され得る可能性が強く感ぜられるのであるが、果して伊達宗城の云ふ密奏存意書が、二條との談話の際に持出された別に意見ありとする言葉の「意見」と同一ものであつたとしても、猶朝廷に對する意見書と云ふ意味にも解されるのであつて、直に無條件に『虎豹變革備考』と結びつけることには猶危險が感ぜられる。

以上第三期に於ける春嶽の政治論は、會議政治を今後の政治の根底とし様としていた事は明らかではあるが、これだけを以て直に『虎豹變革備考』記述の時期を此の期に求めることが出来ない。たゞ一應消極的ではあるが前記第一、第二期に比してやゝその可能性が強い事を云ひ得るに止まる。

第四期は、一橋慶喜が京都に到着した文久三年十一月二十六日から、その後將軍が上京して來た文久四年即ち元治元年の一月十五日頃までである。

十一月二十六日、一橋慶喜が上京すると、春嶽は其の日早速慶喜を訪ね、京都及び江戸の政情に就いて談合して居るが、特に春嶽は慶喜に對して、彼の持前の頑固さを押へる必要のある事、薩摩藩に對し、最初より疑惑の念を以て見る可きに非ざる事を主張しているのは、これらが公武合體實現の爲に大きな障害になる事を心配したからであるが。この事から春嶽が公武合體實現を強く希望していた事を知り得るのである。

春嶽、久光、伊達宗城等は、上京した慶喜を中心にして、しばしば會談している。十二月朔日には、薩摩藩の周旋で、これら賢明諸侯を朝廷の參與として朝政に參劃せしめる案が提出され、その實現の上は、一日交替に御所と二條城に參集して政治問題を議する事となり、これが實現は主として薩摩藩が朝廷に運動する事になつたのである。

春嶽等の所謂賢明諸侯達は屢々會合を催して、當面する政治問題、特に將軍上洛前迄に一應公武合體の實現に充分な條件を作り上げる可く熱心に努力してゐる。此處で注目すべきは十二月下旬からの春嶽の言動である。十二月二十二日春嶽は一橋慶喜を訪問して、公武合體實現の爲には、幕府有司が最も嫌つて居る幕府慣習の打破を是非反對を押切つても斷行する必要があることを強調し、その爲には、諸侯と相談の上、創業の覺悟で事に當る必要があること、また諸侯の意見を聽くためには、速に二條城を集會所と定め、翌二十四日より諸侯會議を開く可きであると云つて居る事である。

春嶽は二十三日に慶喜を訪問して翌日より二條城を集會所と定めて、諸侯會議を開催する事を要求して居るのであるが、實際問題として、正式な資格或は名稱といつたものこそないが、實質的には既に諸侯會議が開催されて居るのである。特別に十二月二十三日になつて、速急に明日から諸侯會議を開催するといふ名目的に改まつた事をなさねばならぬ必然的な情勢は、春嶽の言動の中には直接に示されて居ない。



諸侯會議に對する性急な、而も注目すべき意見を主張した春嶽は、二十四日には、腹臣中根雪江をして、慶喜の臣平岡圓四郎に對し、衆議を聴き、それを慶喜が可否判定する事の必要を力説させると共に、諸侯のみならず、各藩重臣の會合も開催する必要を入説せしめて居る。

十二月末には、先に薩摩藩の主張で行はれる事になつて居た賢明諸侯の朝政參與の決定をみたのであるが、この事に關する朝廷よりの下問が、十二月二十五日に議題として、二條城に參集した賢明諸侯の間で評議されて居る。

この數日間の問題から推測されることは、春嶽の二十三日の性急な要求は、二十五日の朝政參與に關する下問に深い關係がある様に思はれるのである。即ち朝政參與は専ら薩摩藩の周旋する所であり、諸侯會議は必然的に朝廷に所屬するものとして取扱はれるのである。これに對して二條城に集會所を設ける事は、幕府に諸侯會議を所屬せしめる事となるのであり、諸侯會議の性格、取扱ひ方、ひいては政治的な意義において大なる差異が存するのである。今此處で此の問題について詳述する事は、本題から外れる事となるので、いづれ別の機會に詳察に考察する予定であるが、要するに春嶽は薩摩藩の主張に對抗する意味で、幕府の所屬としての諸侯會議の運用を要求して居るのであらうと思はれるから、二十三日に、薩摩藩周旋の朝廷參與の實現の近い事を知つて、性急に慶喜に要求したのであらうと思はれるのである。文久四年に入ると、春嶽等は朝廷と二條城に或は賢明諸侯の京都藩邸等に參集して種々談合して居るのであるが、其の議題は、元觀修寺宮還俗の事、山内容堂參與辭任希望に關する取扱ひ方、島津久光を參與に加へん爲の仕官に關することなどがその主な話題であつて、特に形勢を變化せしめる程の重要問題もなく、將軍の上洛を待期するといった情況であつた。

この時期に於ける春嶽の言動は、公武合體實現を當面の目標として居り、特に十二月下旬の一橋慶喜に對する、二條城に於ける集會所開催要求の如きは、諸侯會議の性格を決定する上に極めて重要な問題を含んで居る。しかも、一月十三日に、越前藩當主松平茂昭の歸國について、一橋慶喜に提出した願書で、春嶽が相當長期間在京したい覺悟で居るから、當主の代りに京都に於ける勤番を代行させてほしい事を申立て居るのであるが、これは文久三年末の會議政治に關する意見とも關連し、或る期間この諸侯會議制度が持續し、公武合體の實現を強く要望して居た事を知り得るのである。

前に引用した如く、『虎豹變革備考』に於て主張されて居る諸侯會議の在り方の根本は、幕府の配下に會議を置かんとするものであり、したがつて文久三年十二月下旬の問題として居る點と共通の考へ方の上に立つて居るのである。然も十二月二十三日には、將軍後見職である慶喜に強く要求して居るのであり、其の翌日中根雪江をして、諸藩の藩臣を以て諸侯會議の他にもう一つ會議を持つ可き事を主張させて居る點、文久四年の春に入つて、宮家還俗の事が問題になつて居る事などを併せて考へるとき、頗る『虎豹變革備考』記述の可能性が強い様に思はれるのである。

第五期は將軍の上洛した元治元年一月十五日から、京都守護職に任ぜられた春嶽が、意見の相異と彼の理想實現に程遠い情勢となるに及んで守護職を辭任して歸國の決意をするに至つた三月十三日迄の約二ヶ月である。この間に將軍を迎へた京都の諸侯は、公武合體と政令歸一の實現に大きな期待をかけたのである。春嶽は將軍上洛の翌日、隨時登營を命ぜられ、十七日には島津久光に朝廷參與が命ぜられた。公武合體と諸侯會議政治を主張する諸大名が、朝廷或は幕府にそれ／＼強い發言力を持ち得る様な情勢が着々作られて來たのである。然も二十一日には、將軍は右大臣に

任ぜられ、謝禮のために參内すると、小御所に於て謁を賜ひ、特に征夷の職掌を盡し、一定不拔の國是を立てる可き勅書を與へられ、のち常御殿で天酌を賜ひ、優渥なる勅語を賜るなど、外面的には全く公武合體は何等の支障なく、軌道に乗つて實現するかと思はれる程であつたが、幕府内部には、公武合體派諸侯が最も非難する幕府權威の回復思想が根強く残り、特に今回の如く、幕府に好都合の情勢が展開すると、幕府權威回復の考へ方がはやくも表面に表はれようとし、この傾向に對して春嶽等は神經質と思はれる程、その傾向を非難して、その根絶を要求して居るのである。しかしこの様な幕府有司と、公武合體を主張する諸侯との對立はまだ表面的なものとして表はれるまでにはならなかつた。こゝうした或る意味では多大の危険を内藏する不氣味な情勢の中で、長州藩に對する處罰の方針、將軍への勅諭公表問題が一應決定を見たのち、即ち二月十日に、京都守護職であつた會津藩主を征長副將に任命し、その後任に春嶽を任命しようとの話が持ち上つた。

慶喜より京都守護職就任を要望された春嶽は、別に意見があるから容易に請け難いと述べて、直に就任を承諾しなかつたのであるが、重ねて強くその就任を要求されるに及んで、

一應御請に及ふへししかし今度の職は藩議の次第もあるへければ十五日後に至り御沙汰ある様  
(續再夢紀事)  
と答へて居るのである。

こゝに於て十一日越前藩では、春嶽の京都守護職就任の可否について評議が開かれた結果、

幕府に於て例の因循を除かれずしては假令職に就かれても其詮なかるへければ御辭退ありて然るへししかし其上にも尙強て御受けあるへしとの事ならば先以て幕府の因循を攻撃破砕せざるへからすされと其人存せされは其政行は

れざるは勿論の事故此際參豫の諸侯を閣老の上に置いて國事を議するの制度を立らるゝ様申立られ然るへし

(續續再夢紀事)

といふ事に決し、十三日に政治總裁職を通じて意見書を幕府に提出したのである。

この十三日に提出された意見書は、續再夢紀事によると、その意見書は見當らないと云つて居り、具體的にその内容を知る事が出来ないが、先づ幕府私政の改革を要求し、次いで諸侯會議政治について相當大膽な要求を記したものでないかと想像される。したがつてその精神に於ては、『虎豹變革備考』と相通ずるものを持つて居る點は注意しなければならぬことである。

春嶽の幕政改革に對する意見によつて採用されることになつたか否かは明らかでないが、二月十六日より參與諸侯の御用都屋入を認めてゐる。二十八日には、中根雪江が武田相摸守宅に參集して國事について評議しているが、此日の評議の内容は、幕府の朝廷尊崇の一表現として、御所の擴張、御賄料の増加、宮及び關白への増給等に圖する事で、これらは『虎豹變革備考』に於ても問題にされて居る事である。

朝廷尊崇に關する問題は、三月朔日に幕府で詮議されて居るが、この時春嶽は左の如き意見書を提出している。

此度將軍家御上洛諸侯群集の折を以 朝廷へは御伺諸侯へは議せられ今後は天下斯様に相成候と申 公武御一定の制度を被相立御揭示に相成候へは天下士庶初て嚮ふ處を知り自ら安定之地位に赴き可申候

(續再夢紀事)

と諸侯會議の朝廷及幕府に對する地位を示す重要な發言をしている。この意見書には別段具體的な事については觸れては居ないが、或る意味では春嶽平素の考へを此處に集約的に示したとも考へられる。したがつて積極的に『虎豹變革備

考』記述可能の時期を此處に求める事は出来ないが、其の論調に極めて近似したものがあると共に、積極的に幕府に意見を建白する必要性が存した事は、やはり一應記述可能の時期として考へる上に無視する事が出来ない條件である。

然し三月に入つて、幕府側では春嶽等會議派諸侯が、朝廷と幕府の間に割込んで、政治上に種々意見を押し入る事に好感を持たず、特に島津久光の態度を不満とする空氣が強まり、一橋慶喜も亦これに加擔するに至つた爲急に、朝廷參與諸侯と幕府及び慶喜との間に感情的な溝が生じ深まりかけた來た。したがつて三月朔日春嶽が幕府に提出した幕府政治態度の一新を要望する意見書の如きは、容易に採用される形勢が見えなかつた。此處に於て越前藩では、三月朔日の意見を實現せしむる方策に就て検討を加へた結果、幕政を一新するには一橋の奮起を必要とし、一橋の奮起を促すは春嶽の奮起に俟つ以外に策なしといふ事になり、春嶽は三月十一日一橋を訪問その奮起を促したのである。然し慶喜の態度は頗る従前と異り、春嶽の入説を聴く態度ではなかつた。この慶喜の變化は、春嶽に今後の周旋の方策なしとの印象を強く與へた様で、恐らく此の頃朝廷參與の辭職願を提出したのではないかと思はれるが、三月十三日朝廷參與辭職の件は願通り許可された。此日越前藩邸に於て、春嶽の京都守護職の進退に關する評議が開かれた。其の模様を續再夢紀事は、

公去年十月上京已來島津伊達兩侯と共に専ら公武御一和の事を朝廷幕府の間に周旋せられ當時幕府に於ても其周旋を依頼し己に大樹公上洛せられ其事將に成らんとする場合には至りけれと此際尙又幕府の舊習を拋棄して斷然一新の政策を立られすしては到底衰運挽回の望あるへからすとの意見なりし故屢其意を一橋殿に勸告し二月十五日京都守護職の命を奉せられし以來は一層其意見を主張せられしか其頃島津伊達兩侯を内閣に延きて幕議に參豫せしめら

る事にはなりけれと是將た表面のミの參豫にて斷然一新の政策を立らるゝには至らざるのみならず此事に起因せるにもあるへき歟爾來一橋殿を始め幕府の諸有司漸く公及び薩宇兩侯を疑ひ其盡力を嫌忌せらるゝものゝ如くなりし故斯くてはいよゝ幕府の失躰を重ねらるへしとて痛く憂慮せられ更に去る十一日一橋殿へ勸告に及はれし次第ありしか矢張採用せらるへき模様なかりければ此上は速に守護職を辭し引續き歸國御暇をも願はるへしとの事にて其時宜を討議せしめられしなり扱此日反覆論談の末斷然守護を辭し引續き歸國御暇をも願はるゝ事に決し云々と述べて居る。

此期間は將軍の上洛を迎へ、春嶽が希望する諸侯會議政治體制の採用、公武合體の實現をみるにはまたとない好機であり、しきりに幕府或は一橋慶喜に對して自己の主張を建言した時期である。特に終末に近く春嶽自身京都守護職に就任して居り、幕府に對し諸制度改革を強く要望して居るのであり、そう云つた點では、頗る『虎豹變革備考』の背後に存在する氣運と相似たものがあり、その記述可能性の強い時期と云はざるを得ないのである。

第六期は、幕府首胸部及最も力としていた一橋慶喜迄が、春嶽等の心情を猜疑して、其取扱に露骨な排拆の素振りが見えるに至つた爲、斷然京都守護職の役を辭し、公武周旋をも斷念して歸國すべきであるとした三月十三日以降、『虎豹變革備考』の内容の示す下限四月二十九日迄の時期である。

元治元年三月一三日京都守護職辭任の藩議を決定した越前藩では、同日たまゝ二月二日神奈川發行の日本貿易新聞第四四號に、春嶽の建白書として誤り傳へられた開國論を主張せる越前藩論が掲載された事を知り、これを京都守護職

辭任の好理由として十五日より運動する事となつた。

一橋慶喜は一應春嶽の辭意を止めたが、越前藩側の辭意は固く、二一日遂に辭表を提出したのである。春嶽は今度の辭表提出の氣持を伊達宗城に左の如く傳へて居る。

僕進退之儀ニ付委縷懇厚之垂示謹承先以奉感荷候一昨日申上候新聞紙云々計リニ候ハ、宜候得共昨今廟堂嫌疑甚敷相成幕官之或家臣より内々僕辭避可然旨之忠告も有之其外千々萬々之意味有之昨年之暴發は出於我惶懼不斜大閉口之極ニ御座候今日之云々は僕最本意ニ無之爲 皇國盡力仕度候得共 朝幕之御爲に不相成候而ハ却テ恐入候次第故不得止内々辭退之義橋第迄申出シ置候

(續再夢紀事)

春嶽にとつて今度の辭職歸國が誠に殘念であり不本意であつた事を知る事が出来る。かくて春嶽の辭職願は四月六日朝廷より、翌七日幕府よりそれ〴〵許可されたのである。更に八日には歸國願に對して許可が下り、十日には昨年來公武一和の爲に盡力したとて將軍より指料及金千兩を與へられ更に十一日には朝廷より同じ趣旨を以て參議正四位上に任せられ、表面上は頗る平穩に歸國の手續等が完了、十九日京都を發し歸國の途にいたのである。

此の期間の春嶽は、表面的には至極圓滿に京都を離れる如く見えるが、實際は一橋慶喜迄が幕府首胸部と共に春嶽初め諸侯會議を主張する朝廷參與の諸侯に多大の嫌疑を掛けるに至つた爲に、參與も辭し歸國する事となつたのであり、彼の心中は誠に幕府にとつて多くの不滿を感じて居た事は確實である。したがつて、幕府に失望した春嶽が、幕府に對して種々の然も極めて重要な改革を含む要望書とも云ふ可き『虎豹變革備考』を此の期間に記したとは考へられないのである。

以上『虎豹變革備考』記述可能な約一年について、これを六期に分つて考察して來た結果、第一、第二、第六期は、一應其の可能性の薄い時期として除去し得る様に思はれる。したがつて残る第三、第四、第五期の中に『虎豹變革備考』記述時期を求めねばならない。然しこれら三時期のうち第三期は前述した如く、第一、第二期に比較すれば、幾分可能性があるけれども、第四、第五期に比較すれば、その可能性は相當薄いと思はれるので、『虎豹變革備考』記述の時期は、第四、第五の兩期に限定されるものと一應考へられるのではないかと思はれる。

第四期と第五期の約四ヶ月間のうち、特に『虎豹變革備考』の記述可能な時期として考へられるのは、文久三年十二月二十二日以降一月十五日迄の間と、元治元年二月十日頃より月末迄の二つがある。前者は、薩摩藩が會議派諸侯を朝廷の參與とすることに依つて、朝廷中心主義の會議政治を主張し、これが實施されるのに對應する如くに、幕府を中心とする會議政治を實施する事を要求した時期である。したがつて、會議政治の在りかたについては、相當考へたものと思はれる。

後者は、薩摩藩的な會議論と、春嶽の會議論が、其の考へ方は對立するものではあるが、同時に存在して、結局會議派諸侯が、二面的性格を持つていたのであり、したがつて不徹底なものとならざるを得ない譯で、これが打解を意圖し、京都守護職就任の要望を機に、第一段階として幕府の因循打破を要求し、次いで春嶽の意圖する諸侯會議の線を強く打出さしめんが爲に、『虎豹變革備考』の如き改革案を考へたとも見ることが出来る。この兩者については、そのいづれとも俄に判定する事は出来ない。したがつて今此處では文久三年十二月下旬より翌年二月末頃までの二ヶ月余の間を一應『虎豹變革備考』記述可能な時期として考へたいのである。